

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて必要な事項を説明いたします。

## 1. 当薬局の名称及び所在地

事業者名称：さくら薬局

(茨城県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者指定第0842040719号)

開設者：株式会社さくら薬局 代表取締役 久保田浩二

事業所の所在地：〒305-0043 茨城県つくば市大角豆1741-2

電話番号：029-855-0091 FAX番号：029-855-0191

## 2. 担当薬剤師

次の者が担当いたしますので、薬の使用に関して疑問点等がございましたら、ご連絡ください。

## 3. 当薬局が行う居宅療養管理指導の目的および内容

薬剤を安全有効に使用するため、医師及び歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、薬剤師による継続的な薬学的管理指導を行うとともに、記録を作成し処方医等に報告する他、次の業務を行います。

- ・利用者の状態および状況に合わせた調剤
- ・薬剤等の居宅への配達
- ・薬剤服用歴の管理
- ・居宅における薬剤の使用・保管・管理に関する助言指導
- ・薬剤の重複投与・相互作用回避に関するチェック
- ・副作用の早期発見・未然防止に関する処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす薬剤の影響のチェック
- ・服薬状況の確認、残薬および過不足薬のチェックと指導
- ・薬剤の使用に関する問題点の医師への報告と助言
- ・住環境の衛生に関する助言指導
- ・在宅医療機器・用具・材料等の供給
- ・在宅介護用品・福祉機器等の供給・相談
- ・薬剤や医療材料等の廃棄処理に関する相談・指導
- ・その他、利用者の療養生活の質の向上を図るために必要な事項。

## 4. 営業日時

月曜日～土曜日 午前9時～午後6時

営業時間に係らず訪問日時は利用者との協議により決定いたします。

## 5. 苦情対応

居宅療養管理指導サービスの提供に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

苦情受付窓口：管理薬剤師（白石 恵美） 電話：029-855-0091（営業時間内）

## 6. 利用料

利用者負担額は介護報酬で決まっており、以下の通りです。

利用者負担額 単一建物居住者 1人に対して行う場合（1回につき）

1割負担の方 518円, 2割負担の方 1,036円, 3割負担の方 1,554円

单一建物居住者 2人以上 9人以下に対して行う場合（1回につき）

1割負担の方 379円, 2割負担の方 758円, 3割負担の方 1,137円

单一建物居住者 10人以上（1回につき）

1割負担の方 342円, 2割負担の方 684円, 3割負担の方 1,026円

情報通信機器を用いた服薬指導(居宅療養管理指導と同日に行った場合を除く)

（1月に1回に限り）

1割負担の方 45円, 2割負担の方 90円, 3割負担の方 135円

麻薬使用の場合

1割負担 100円を加算, 2割負担 200円を加算, 3割負担 300円を加算

※同一世帯の利用者に行う場合や当該建築物の規模等により「单一建物居住者 1人に対して行う場合」の区分でご負担いただくことがあります。

交通費 無料

※健康保険法等に基づく保険調剤に関する技術料及び薬剤料、緊急の訪問指導に係る費用等について、別途お支払いいただきますので、ご了承ください。

※必要に応じて送料等が発生する場合がありますこと、ご了承ください。

※介護報酬改定や関係通知の発出により、上記の金額等に変更が生じる場合がありますこと、ご了解願います。

## 7. その他

本サービスの実施により得られた利用者及び家族のプライバシーについては、その秘密を守ります。但し、サービス担当者会議等で、利用者に直接係わる関係者に対して、療養上特に必要な情報を提供しなければならない場合は、必要最小限の範囲内で使用します。

令和 年 月 日

**以上、本説明書によりサービス内容及び重要事項のご説明をいたしました。**

説明者氏名

印

**本説明書にもとづき、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。**

利用者住所

利用者氏名

印